

次の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年5月20日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務名

令和8年度海外スタートアップ招へい事業に係る宿泊交通手配業務

2 業務の目的

令和8年度海外スタートアップ招へい事業では、海外のスタートアップを本県に招へいし、県内企業とのマッチング機会の提供や、本県に対する理解促進を図ることで、県内企業の課題解決や本県産業の発展に貢献することを目的としている。

本業務は、招へい対象者の航空券、宿泊施設、国内移動等の手配および滞在中のサポートを、多言語対応や危機管理等の専門的な知見をもつ事業者へ委託するものである。各国の事情や対象者のニーズに応じた安全かつ快適な渡航・滞在環境を確保し、本業務を通じた地域外交および経済交流の成果を最大化することを目的とする。

3 業務期間

契約日から令和8年9月30日（水）まで

4 契約限度額

2,606,340円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

5 受託者に求められる能力

本業務の受託者には、以下の能力が求められる。

- ・状況変化等に対し、航空券、宿泊施設、国内交通を迅速かつ柔軟に手配する能力
- ・交通機関の遅延等に対し、多言語で対応できる危機管理体制
- ・宗教や食習慣に配慮した宿泊施設を提案し、手配できる能力
- ・海外からの招へい者の文化、習慣を踏まえたサポートができる能力
- ・公的機関における国際的な招へい事業または類似業務の確実な遂行実績

6 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (2) 静岡県から、物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成18年3月30日付け集用第103号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。

- (5) 破産法(平成16年法律第75条)の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者(申し立てが予定されている者を含む。)でないこと。
- (6) 静岡県外に本社を置く提案者にあつては、本委託業務の実施に当たって迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (7) 旅行業法(昭和27年法律第239号)に定める旅行業の登録(第1種~第3種)を受けているほか、業務を行う営業所において、総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者を旅行業務取扱管理者として選任していること。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

7 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県企画部地域外交課

電話番号 : 054-221-2309

Eメール : kokusai@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案選定要領等の配布

ア 配布期間

公告の日から令和8年5月29日(金)午前11時まで

イ 配布方法

静岡県公式ホームページ上 : <県政情報>入札・公募・公売

(3) 参加届等の提出

ア 提出書類 : 企画提案を希望する事業者は、以下の書類を提出すること。

- ・令和8年度海外スタートアップ招へい事業に係る宿泊交通手配業務委託事業者選定委員会参加届
- ・令和8年度海外スタートアップ招へい事業に係る宿泊交通手配業務企画提案応募に係る誓約書
- ・旅行業の登録及び旅行業務取扱管理者の選任状況が確認できる書類の写し

イ 提出期限 : 令和8年5月29日(金)午前11時必着

ウ 提出先 : Eメールにて、静岡県企画部地域外交課(kokusai@pref.shizuoka.lg.jp)

宛て送付する。なお、Eメール送信後、当課宛てに電話で受信確認を行うこと。

(4) 企画提案書等の提出

- ア 提出書類：別添企画提案書作成要領に定める書類を郵送又は持参で提出すること。
- イ 提出期限：令和8年6月1日（月）午前11時必着
- ウ 提出先：静岡県企画部地域外交課（静岡市葵区追手町9番6号）
- エ 提出部数：5部

8 審査方法

(1) 選定基準

提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づき、「令和8年度海外スタートアップ招へい事業に係る宿泊交通手配業務 委託事業者選定委員会」において総合的に審査して決定する。

(2) 選定方法

ア 審査

- ・企画提案の内容について、プレゼンテーションを実施する。
[実施予定日時：令和8年6月4日（木）の指定した時間] ※時間は企画提案各者に別途通知
[方法：オンライン会議システム「ZOOM」]
[1者当たりの所要時間：プレゼンテーション15分程度、質疑応答10分程度]

イ 特定

- ・県は、企画提案の内容、業務の工程、実施体制、見積額、プレゼンテーションの内容等を総合的に評価し、委託候補事業者1者を特定する。
- ・審査の結果は、プレゼンテーション実施後速やかに、プレゼンテーション実施者全員に連絡する。なお、審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。
- ・企画提案書を提出した事業者が1者のみの場合にも、上記選定方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。

ウ 協議

- ・県は委託候補事業者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、当該事業者から見積書を徴取し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案の内容（見積書を含む）をもって契約するとは限らない。
- ・委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「6 企画提案書を提出するために必要な要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

9 契約条件

(1) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 契約保証金

免除する。

10 その他

- (1) 詳細は企画提案書作成要領による。
- (2) 本委託業務は公契約条例の対象となるため、契約時に「労働関係法令等遵守の誓約書」の提出を求める。
- (3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県企画部地域外交課（電話番号：054-221-2309）とする。